

2019年度校閲費補助制度 募集要項

本制度目的

早稲田大学大学院法学研究科は、比較法研究に意欲的に取り組む若手研究者を、海外の高等教育機関との連携を通じて養成することを目指しています。本プロジェクトは、当研究科が公益財団法人末延財団「比較法外国法研究教育プロジェクト助成」の採択を受け、2014年度より法学研究科により主催されてきたプロジェクトを継続する形で、2017年度よりさらに3年間にわたり実施していくものです。このプロジェクトを通じて、若手研究者には、比較法研究を実践的に体得しながら自らの課程博士論文の作成の糧となる知見を得る機会を提供します。

「校閲費補助制度」とは、若手研究者の研究成果の発信を支援することを目的として、学術雑誌等に英文で研究論文等を掲載（WEB掲載を含む）、投稿するために校閲を行う場合、また学会等にて口頭で発表するため英文原稿校閲をする場合、それらを実行する学生に対して、その必要経費を上限10万円まで助成するものです。

本制度申請詳細

応募資格：	早稲田大学大学院法学研究科の博士後期課程正規学生 ※給与を伴う地位の方（助手・助教等）は対象外
募集人数：	若干名
助成対象：	2019年度中に行う学術雑誌等への英文での研究論文投稿・掲載する際の校閲費、 また学会等で口頭にて発表する際の英文原稿の校閲費 ※本制度助成元の末延財団英米法基金の由来に基づき、英文の論文・学会原稿のみが対象
助成上限：	申請は1人1件まで、1件当たり最大10万円を上限とする
申請期間：	2020年1月31日（金）まで随時受付
申請方法：	申請期間内に以下の必要書類を法学研究科事務所へ提出 ・申請書（HP「 https://www.waseda.jp/folaw/glaw/4721/ 」からダウンロード） ・校閲費の見積書、請求書※（支払い済みの場合は領収書も提出） ・校閲後の添削された原稿 ・（投稿する論文校閲の場合）学会誌の投稿規定 ・投稿したことを示す文書、掲載決定を示す文書、または学会発表を示す文書 ・投稿論文別刷1部／論文掲載誌、または学会発表原稿1部 ※見積書、請求書は業者より直接法学研究科へお送りいただいても構いません。 ※学内誌（早稲田大学〇〇研究所紀要等）への掲載を前提とした支出については補助の対象となりません。 ※校閲費のみが補助対象です。引用費、投稿費、翻訳費等は対象となりません。
問合せ先：	法学研究科事務所（ gradlaw@list.waseda.jp ）